国土交通省
近畿地方整備局
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism. Kinki Regional Development Bureau

Press release

令和5年3月6日 15 時 00 分
近 畿 地 方 整 備 局

有資格業者の指名停止措置について

近畿地方整備局は、有資格業者３者に対し、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」に基づく指名停止措置を行いました。

1. 指名停止業者及び措置の内容

株式会社博報堂、株式会社東急エージェンシー、株式会社セイムトゥー

期間：令和5年3月6日から令和5年 12 月5日まで（9ヵ月）

範囲：近畿地方整備局管内

2. 指名停止措置の理由

株式会社博報堂外2者及びその社員等が、独占禁止法違反容疑で刑事告発され、起訴されたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第 15 号（不正又は不誠実な行為）及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第 15 号（不正又は不誠実な行為）に該当するため。

＜取扱い＞　――――――

＜配布場所＞　近畿建設記者クラブ、大手前記者クラブ

＜問合せ先＞　国 土 交 通 省 近 畿 地 方 整 備 局
総 務 部 契 約 課　TEL　06-6942-1141
契　約　課　長　山腰（やまこし）　祐司（ゆうじ）（内線 2511）
建 設 専 門 官　濱口（はまぐち）　哲至（さとし）（内線 2512）
総務部経理調達課　TEL　078-391-7576
経 理 調 達 課 長　中川（なかがわ）　勝文（かつふみ）（内線 6310）
経理調達課長補佐　野口（のぐち）　道久（みちひさ）（内線 6313）

令 和 5 年 3 月 6 日

近 畿 地 方 整 備 局

株式会社博報堂に対する指名停止措置について

1. 案件の概要

公正取引委員会は、令和5年2月28日（火）に、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会が発注する東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に関するテストイベント計画立案等業務委託契約等の入札談合事件について、独占禁止法に違反する犯罪があったと思料して、同法第74条第1項の規定に基づき、株式会社博報堂等を検事総長に告発し、同日、東京地検特捜部は同社等を起訴した。

2. 指名停止措置理由

株式会社博報堂及びその元社員が、独占禁止法違反容疑で刑事告発され、起訴されたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第２第15号（不正又は不誠実な行為）及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第２第15号（不正又は不誠実な行為）に該当するため。

従って、本件については、指名停止9ヵ月を適用する。

3. 指名停止措置の内容

指 名 停 止 業 者: 株式会社博報堂

東京都港区赤坂５－３－１

代表取締役　水島　正幸

指名停止措置の範囲 : 近畿地方整備局管内

指 名 停 止 期 間: 令和5年3月6日から令和5年12月5日まで（9ヵ月）

＜工事請負契約に係る指名停止等の措置要領　別表第２＞

（不正又は不誠実な行為）
15　別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。

令 和 5 年 3 月 6 日

近 畿 地 方 整 備 局

株式会社東急エージェンシーに対する指名停止措置について

1. 案件の概要

公正取引委員会は、令和5年2月28日（火）に、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会が発注する東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に関するテストイベント計画立案等業務委託契約等の入札談合事件について、独占禁止法に違反する犯罪があったと思料して、同法第74条第1項の規定に基づき、株式会社東急エージェンシー等を検事総長に告発し、同日、東京地検特捜部は同社等を起訴した。

2. 指名停止措置理由

株式会社東急エージェンシー及びその社員が、独占禁止法違反容疑で刑事告発され、起訴されたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第２第15号（不正又は不誠実な行為）及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第２第15号（不正又は不誠実な行為）に該当するため。

従って、本件については、指名停止9ヵ月を適用する。

3. 指名停止措置の内容

指 名 停 止 業 者: 株式会社東急エージェンシー

東京都港区西新橋1丁目1番1号

代表取締役　澁谷　尚幸

指名停止措置の範囲 : 近畿地方整備局管内

指 名 停 止 期 間: 令和5年3月6日から令和5年12月5日まで（9ヵ月）

＜工事請負契約に係る指名停止等の措置要領　別表第２＞

（不正又は不誠実な行為）
15　別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。

令 和 5 年 3 月 6 日

近 畿 地 方 整 備 局

株式会社セイムトゥーに対する指名停止措置について

1. 案件の概要

公正取引委員会は、令和5年2月28日（火）に、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会が発注する東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に関するテストイベント計画立案等業務委託契約等の入札談合事件について、独占禁止法に違反する犯罪があったと思料して、同法第74条第1項の規定に基づき、株式会社セイムトゥー等を検事総長に告発し、同日、東京地検特捜部は同社等を起訴した。

2. 指名停止措置理由

株式会社セイムトゥー及びその社員が、独占禁止法違反容疑で刑事告発され、起訴されたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第２第15号（不正又は不誠実な行為）及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第２第15号（不正又は不誠実な行為）に該当するため。

従って、本件については、指名停止9ヵ月を適用する。

3. 指名停止措置の内容

指 名 停 止 業 者: 株式会社セイムトゥー

東京都千代田区永田町２丁目４番3号

代表取締役　海野　雅生

指名停止措置の範囲 : 近畿地方整備局管内

指 名 停 止 期 間: 令和5年3月6日から令和5年12月5日まで（9ヵ月）

＜工事請負契約に係る指名停止等の措置要領　別表第２＞

（不正又は不誠実な行為）
15　別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。